

清涼飲料水等に関するワーキンググループの設置について（案）

（平成28年3月29日 食品安全委員会決定）

1 清涼飲料水等に関するワーキンググループ設置の趣旨

食品安全委員会は、平成25年4月9日付けで厚生労働省から、清涼飲料水中に含まれる亜鉛、鉄、硬度（カルシウム、マグネシウム等）の規格基準の改正に係る食品健康影響評価が求められている。

清涼飲料水及び水（以下「清涼飲料水等」という。）には、ヒトにとって必須の亜鉛及びカルシウム等のミネラルのほか、水中での化学反応により生じる有機化合物など多くの物質が含まれており、また、水中での存在形態及び特性は固形の食品中のそれらとは異なる場合がある。

そのため、食品安全委員会に「清涼飲料水等に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

これに伴い、汚染物質等専門調査会においては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WGは、清涼飲料水等に含まれる亜鉛、鉄、硬度（カルシウム、マグネシウム等）、その他のミネラル等の食品健康影響評価について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果
- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。

- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」(平成15年7月1日食品安全委員会決定)に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」(平成15年10月2日食品安全委員会決定)に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

平成28年4月1日から施行する。